

公の施設に係る指定管理者の選考について

施 設 名	滋賀県希望が丘文化公園		滋賀県立青少年宿泊研修所	滋賀県立希望が丘野外活動センター
所 管 課	文化芸術振興課			
現 行 指 定 管 理 者	（公財）滋賀県希望が丘文化公園			
設 置 年 月	昭和47年 4 月		昭和47年 4 月	昭和45年 7 月
所 在 地	野洲市北桜、辻町、小篠原、大篠原、小堤 湖南市菩提寺、竜王町薬師		蒲生郡竜王町薬師1178 （滋賀県希望が丘文化公園内）	蒲生郡竜王町薬師1178 （滋賀県希望が丘文化公園内）
設 置 目 的	すぐれた自然環境を保護し、活用し、県民にいいの場を提供するとともに、広く県民文化、体育の向上に資するため設置する。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき設置する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、野外活動を通じて、青少年の心身の健全な発達を図るため設置する。
施 設 概 要	敷地面積：4,163,297㎡ ＜スポーツ会館＞ 延床面積4,308㎡ 体育室、多目的室、会議室等 ＜その他スポーツ施設＞ 陸上競技場、球技場、野球場、ソフトボール場、テニスコート、草野球場 ＜その他施設＞ 芝生ランド、子ども広場、ピクニックランド、サイクリングロード、駐車場 等		敷地面積：36,335㎡ 延床面積：10,845㎡ ＜本館＞ 宿泊室（宿泊定員360名）、大ホール、研修室、会議室 等 ＜食堂棟＞ 食堂、浴室 等	敷地面積：210,000㎡ ＜野外活動センター＞ 延床面積：1,216㎡ ホール、集会室、クラフト室等 ＜東キャンプ場＞ 第1～第4キャンプ場（計470名収容） ＜西キャンプ場＞ 第5・第6キャンプ場、ロッジ（計400名収容）
管理経費（令6見込額）		521,631,000 円		
財源内訳	利用料金収入（令6見込額）	148,996,000 円		
	指 定 管 理 料（令6予算額）	343,336,000 円		
	そ の 他 収 入（令6見込額）	29,299,000 円		
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を3施設一括として非公募、期間は3年間（H18.4.1～H21.3.31） 平成20年度に指定管理者を3施設一括として公募、期間は5年間（H21.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を3施設一括として公募、期間は5年間（H26.4.1～H31.3.31） 平成30年度に指定管理者を3施設一括として公募、期間は6年間（H31.4.1～R7.3.31）		
	方針	令和6年度末で指定管理期間が満了となる当該施設は、わたSHIGA輝く国スポの競技会場となっており、開催準備のため、大会主催者と施設の使用等について調整を進めており、大会に向けて継続した取扱いが必須であることから、指定管理者の選定は非公募とし、指定管理期間は1年間とする。 また、公園全体の効率的かつ効果的な運営のため、公園内にある上記3施設は一括して管理する。		
	募集方法	非公募		
	指定単位	一括		
	指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間		
備 考	当施設のうち青少年宿泊研修所（青年の城）および陸上競技場においては、引き続きネーミングライツパートナーの募集を行う。			

施 設 名	滋賀県立長浜ドーム (宿泊研修館を除く)	
所 管 課	スポーツ課	
現 行 指 定 管 理 者	滋賀県スポーツ協会グループ（（公財）滋賀県スポーツ協会、N T T ファシリティーズ）	
設 置 年 月	平成4年6月	
所 在 地	長浜市田村町1320	
設 置 目 的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施 設 概 要	敷地面積：73,008.32㎡ 建築面積：14,103.38㎡ 延床面積：15,243.54㎡ 施設内容： ＜屋内グラウンド＞ 砂入人工芝 8,880㎡（テニスコート12面分） ＜観客席＞ 1,762席 ＜トレーニング室＞練習室、会議室 ＜屋外グラウンド＞ 8,160㎡（サッカー1面分）、夜間照明設備 ＜屋外テニスコート＞ ハードコート4面	
管理経費（令6見込額）		89,093,000円
財源内訳	利用料金収入（令6見込額）	38,826,000円
	指定管理料（令6予算額）	50,087,000円
	その他収入（令6見込額）	180,000円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成18年度に指定管理者を非公募、期間は3年間（H18.4.1～H21.3.31） 平成20年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H21.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H26.4.1～H31.3.31） 平成30年度に指定管理者を公募、期間は6年間（H31.4.1～R7.3.31）
	方針	令和6年度末で指定管理期間が満了となる当該施設については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催準備のため、大会主催者と施設の使用等について調整を進めており、両大会に向けて継続した取扱が必須であることから、指定管理者の選定は非公募とし、指定管理期間は1年間とする。
	募集方法	非公募
	指定単位	単独
	指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間
備 考		

施 設 名		滋賀県立体育館	滋賀県立武道館
所 管 課		スポーツ課	
現 行 指 定 管 理 者		滋賀県スポーツ協会グループ（（公財）滋賀県スポーツ協会、ＮＴＴファシリティーズ）	
設 置 年 月		昭和45年10月	平成5年7月
所 在 地		大津市におの浜四丁目2番12号	大津市におの浜四丁目2番15号
設 置 目 的		地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。
施 設 概 要		敷地面積：13,087.18㎡ 建築面積：5,757.66㎡ 延床面積：本館 7,918.99㎡、 別館 2,047.77㎡ 施設内容： ＜本館アリーナ＞ 1,890㎡（バレーボール3面分） ＜別館アリーナ＞ 858㎡（バレーボール2面分） ＜観客席＞ 本館 1,921席 ＜会議室＞ ＜1階駐車場＞ 57台	敷地面積：6,501.36㎡ 建築面積：3,973.85㎡ 延床面積：13,272.20㎡ 施設内容：鉄筋コンクリート造5階建て ＜剣道場＞1,029.5㎡（4面） ＜柔道場＞973.17㎡（3面） ＜弓道場＞131.33㎡（近約10人立） ＜弓 道＞56.86㎡（遠約6人立） ＜相撲場＞272.08㎡（1面） ＜観覧席＞（剣道場250席、柔道場196席、 相撲場50名収容） ＜会議室＞ 大会議室、小会議室、研修室等 ＜屋外駐車場＞ 110台
管理経費（令6見込額）		68,287,000円	57,540,000円
財源 内訳	利用料金収入 （令6見込額）	32,797,000円	37,668,000円
	指 定 管 理 料 （令6予算額）	35,174,000円	19,793,000円
	そ の 他 収 入 （令6見込額）	316,000円	79,000円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成18年度に指定管理者を非公募、期間は3年間（H18.4.1～H21.3.31） 平成20年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H21.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H26.4.1～H31.3.31） 平成30年度に指定管理者を公募、期間は6年間（H31.4.1～R7.3.31）	
	方針	令和6年度末で指定管理期間が満了となる当該施設については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催準備のため、大会主催者と施設の使用等について調整を進めており、両大会に向けて継続した取扱が必須であることから、指定管理者の選定は非公募とし、指定管理期間は1年間とする。	
	募集方法	非公募	
	指定単位	一括	
	指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間	
備 考		県立武道館においては、引き続きネーミングライツパートナーの募集を行う。	

施 設 名	県立スポーツ会館		
所 管 課	スポーツ課		
現 行 指 定 管 理 者	(公財) 滋賀県スポーツ協会		
設 置 年 月	昭和59年8月		
所 在 地	大津市御陵町4-1		
設 置 目 的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。		
施 設 概 要	敷地面積：2,173.80㎡ 建築面積：1,338.72㎡ 延床面積：3,061.02㎡ 施設構造：鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 施設内容： アリーナ 580㎡(バスケットボール1面、バレーボール1面) トレーニング室 468.5㎡		
管理経費(令6見込額)		20,049,000円	
財源 内訳	利用料金収入 (令6見込額)	10,349,000円	
	指 定 管 理 料 (令6予算額)	9,600,000円	
	そ の 他 収 入 (令6見込額)	100,000円	
指定管理者 制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は5年間（H18.4.1～H23.3.31） 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H23.4.1～H28.3.31） 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H28.4.1～R3.3.31） 令和2年度に指定管理者を公募、期間は2年間（R3.4.1～R5.3.31） 令和4年度に指定管理者を非公募、期間は1年間（R5.4.1～R6.3.31） 令和5年度に指定管理者を非公募、期間は1年間（R6.4.1～R7.3.31）	
	方針	令和6年度末で指定管理期間が満了となる当該施設については、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催準備のため、大会主催者と施設の使用等について調整を進めており、両大会に向けて継続した取扱が必須であることから、指定管理者の選定は非公募とし、指定管理期間は1年間とする。	
	募集方法	非公募	
	指定単位	単独	
	指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間	
備 考			

ウカルちゃんアリーナ（県立体育館）、県立スポーツ会館廃止に向けて

1 施設の状況

【ウカルちゃんアリーナ】

- ・昭和 56 年に開催されたびわこ国体会場となったウカルちゃんアリーナは、半世紀に渡り、県民の心身の健全な発達と文化、体育・スポーツの普及振興に寄与してきた施設

昭和 45 年滋賀県立体育館設置 <本館>アリーナ（観客席含む）・会議室 <別館>アリーナ

【県立スポーツ会館】

- ・県立スポーツ会館は医科学的なアプローチによる体力や競技力の向上を図るため、トレーニング室と体力測定室等の機能を備え、多くに県民にご利用いただいた施設

昭和 43 年設置 県立皇子山トレーニングセンター（～昭和 59 年廃止）

→ 昭和 59 年 県立スポーツ会館へ改変

アリーナ・トレーニング室・（休館）宿泊室・会議室

※大津市から公園施設設置管理許可を受け、建物設置（土地は財務省）



両施設の機能を滋賀ダイハツアリーナへ移行（令和 4 年 12 月）

2 基本方針

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ後（令和 7 年度末）に廃止し、解体撤去
（【参照】滋賀県行政経営方針 2023-2026 実施計画、滋賀県財政収支見通し）

3 今後の取組

【ウカルちゃんアリーナ】（～令和 8 年 3 月 社会体育施設）

- ・跡地の利活用については、これまで当該施設が果たした役割を踏まえつつ、庁内で議論を重ね、地元大津市を含めた関係者からの意見を参考にしながら、丁寧に検討を重ねていく。

～令和 6 年 12 月 ①庁内検討

～令和 7 年 12 月 ②庁外（民間含む）からの提案を受けた検討

令和 8 年 3 月 跡地活用方針決定

令和 8 年 4 月～ 解体工事着工

【県立スポーツ会館】（～令和 8 年 3 月 社会体育施設 + 両大会での資材置き場として活用）

- ・基本方針に基づき廃止、施設廃止後に解体工事を行う。

令和 6 年 4 月 大津市回答（当施設の利活用の意向は無し）

令和 8 年 4 月～ 解体工事着工